

カヌースプリント競技規則の改定

平成 22 年 9 月 30 日
競技運営部
S P 競技運営委員会

平成 22 年 9 月 4 日常務理事会承認

1. 改定の趣旨

- (1) 国際規則との整合性を図る
- (2) 条項の統廃合により重複を整理する
- (3) 運用上、慣例化した事柄等を明文化する
- (4) その他文言・文章表現を修正する

2. 施行

平成 23 年 4 月 1 日(2011 年版)

3. 主な改定箇所

- (1) 監督も登録会員でなければならないことを明記した 第 3 条
- (2) 競技に参加する公式艇は公認を受けなければならないことを明記した 第 5 条
- (3) 艇の構造：ハルの各部が凹面であってはならないと規定変更した 第 6 条
ラダーの位置は艇長内に収置することと規定した
ラダーの厚みに関する規定を削除した
カナディアンのキールに関する規定を削除した
- (4) 主要競技会における審判部各部署の主任は公認審判員 J 級資格者が望ましいと規定した 第 8 条
- (5) 実状に合わせて学生の大会申込み方法に特例条項を設けた 第 10 条
- (6) 競技艇の艇番（標識板）は後甲板中央上に付けると規定した 第 14 条
※ただし、カナディアン艇は平成 23 年度中は現行[前甲板中央上]も猶予期間として認めることを前提。平成 24 年度より完全実施する
- (7) 監督は監督会議に必ず出席しなければならないことを明記した 第 15 条
- (8) 競技は 3 艇以上の参加がなければ成立しない。ただし代表選考のための競技会の場合はこの限りではないことと規定した 第 20 条